

要配慮者利用施設の避難確保計画 Q&A

No	質問	回答
1	避難確保計画の作成対象となる施設とはどのような位置付けか。	松江市地域防災計画に記載している各社会福祉施設（高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、幼稚園、保育所、幼保園、児童クラブ、小中学校等）で、施設が浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域、津波災害警戒区域にある施設を計画作成対象とし、提出を依頼しております。
2	避難確保計画の作り方は教えてもらえるのか。	防災危機管理課までお問合せください。 また、市 HP へも計画の様式を掲載しておりますのでご参考にしてください。
3	1 つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合等、施設ごとに避難確保計画を作成する必要があるのか。	同一法人が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合等は、所有者が複数施設を一体のものとして避難確保計画を作成するか、各施設の管理者が合同で避難確保計画を作成する等の対応をとっていただいても構いません。棟違いで住所が少し違う場合等においても、計画内容が適切なものであればまとめて上記対応で問題ありません。 また、施設ごとに避難確保計画を作成していただくことも可能です。 ご不明な点がございましたら、防災危機管理課へお問合せください。
4	既に作成している消防計画とは違うのか。	消防計画とは別に作成をお願いします。 （計画の根拠法令が異なるため）
5	法人で複数の要配慮者利用施設の避難確保計画を施設ごとに作成したが、提出先はどこか。	防災危機管理課にご提出ください。なお、施設ごとにとりまとめて提出いただいても、施設単体でご提出いただいても、どちらの方法でも構いません。
6	複数の施設種別を同一計画内に記載した場合、種別数分の計画を提出する必要があるか。	同一の計画として扱いますので施設種別数分の計画としての提出は不要です。 （それぞれ提出する必要なし）
7	提出時に事前連絡が必要か。	事前連絡は必要ありません。開庁時間内に

	また、郵送やメールでも可能か。	お越してください。(8:30~17:15) 郵送、持参、メールで対応可能です。 (訓練報告書はFAX)
8	避難確保計画を提出する際に、別紙として作成した連絡先一覧等も提出する必要があるか。	施設職員の緊急連絡網や施設利用者の緊急連絡一覧等、個人情報の記載のある様式は提出の必要はありません。 なお、連絡先一覧等についてはすでに施設で作成済のものを代用していただいて構いません。
9	計画の提出後はどうなるのか。 市役所からの連絡はあるのか。 事業所内で周知等する必要があるか。	当課より記載内容についてお問合せする場合があります。 また、計画提出後は計画に基づいた避難訓練等の実施が必要(法的義務あり)となりますので、計画の内容について必ず施設職員に周知をお願いします。
10	今後、避難確保計画に内容変更があった場合は再度提出が必要か。	軽微な変更の場合は再度提出不要です。 【軽微な変更とは】 施設の利用者・職員数の変更、情報収集手段の追加、避難確保資機材の更新、防災教育及び訓練実施月の変更等を指す。 防災体制や避難場所の変更等、避難体制等に関する内容を変更した場合は、当課へ計画を再度提出してください。
11	ハザードマップはどこで確認したらいいか。	松江市 HP や「マップ on しまね(島根県GIS)」にてハザードマップを確認いただけますので、ご参照ください。 なお、冊子(紙ベース)で確認されたい場合は、松江市役所市民課窓口、防災危機管理課、市内各支所、市内各公民館に「松江市防災ガイドブック・ハザードマップ(R2)」を一定部数置いておりますので、ご確認ください。
12	避難所の一覧表はあるか。	松江市 HP に掲載しています。
13	避難情報・防災気象情報はどのように伝達されるのか。	松江市防災メールやHP等、様々な情報媒体を用いて、発信しております。
14	自衛水防組織の設置は義務なのか。	努力義務となっており、必須ではありません。

		ん。なお、既に自衛水防組織が設置されている場合は、洪水時の避難確保計画に記載する必要があります。
15	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、避難所指定されている要配慮者施設について、計画はどのように作成すればよいか。	浸水想定区域の場合は、想定される浸水深より上の階へ垂直避難、また土砂災害警戒区域の場合は、区域外の建物に避難するように作成してください。
16	避難所が遠方にしかない場合や、移動困難な利用者が多数おり、実質避難所まで避難することが困難な場合はどのように作成すればよいか。	避難所への避難が現実的に不可能な場合には、想定される浸水深より上の階へ垂直避難、また、土砂災害警戒区域の場合は、区域外の建物に避難するように作成してください。 なお、複数の避難経路を定めることが有効であるため、近隣で安全な場所がある場合は、そちらを避難場所として設定することも可能です。
17	どのような訓練を行えばよいか。	訓練には下記のような種類があります。施設特性を勘案して必要と思われる訓練を実施してください。 ■情報伝達訓練 ■保護者・家族等への引き渡し訓練 ■施設職員の非常参集訓練 ■避難訓練 等 ①防災体制の確認(気象情報等収集と施設内での情報共有、避難判断) ②施設内での避難誘導訓練 ③施設外での避難誘導(移動)訓練 ④資機材・備蓄品等の確保、移動訓練 等
18	火災や地震に関する訓練を行っているが、別途水害に関する訓練を実施しなければならないか。	火災や地震を想定した訓練の中に、洪水時等の訓練と共通する内容がある場合は、避難確保計画に基づいた避難訓練とすることができます。 共通する内容について記載し、「避難訓練実施報告書」を当課へ提出してください。
19	訓練は毎年実施しなければならないか。	避難確保計画に基づき、年1回以上、避難訓練を実施してください。(法的義務あり)

20	訓練を実施した旨を松江市に報告する必要があるか。	避難訓練実施後、松江市 HP に掲載の「避難訓練実施報告書」を当課へ提出してください。（法的義務あり）
21	訓練を複数日で実施する場合は、実施毎に「避難訓練実施報告書」を提出する必要があるか。	避難訓練の内容を分けて複数日で実施する場合は、最後の訓練実施後にまとめて「避難訓練実施報告書」を当課へ提出してください。
22	今後の計画等の見直しの参考に、過去に提出した計画・訓練報告書を送付してほしい。	対応可能です。メール、FAX 等で送付いたします。
23	施設が移転した場合どうするとよいか。	当課で移転場所を調べ、場所によっては計画の変更届を再度提出していただくようお願いさせていただきます。（区域外の場合は作成等が不要となる）
24	事業所で作成した業務継続計画（BCP）と内容が重複するため、業務継続計画（BCP）を提出してもよいか。	必要な項目が網羅されていれば、避難確保計画と一体的に作成した業務継続計画（BCP）をご提出いただくことは可能です。
25	施設の一部のみ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存する場合、避難確保計画の内容をどのように作成すればよいか。（避難の判断や避難場所など）	施設の一部が具体的にどのような箇所なのか（駐車場・校庭・建物の一角等）一度確認させていただいてから、後日どのように作成するかご連絡させていただきます。